

-

⑦県内の9地域に設置する地域産業保健センター(産業保健総合支援センター地域窓口)では、

50 人未満の企業の事業者等を対象に、労働者の健康管理(メンタルヘルスを含む)に係る相談、健康診断の結果についての医師からの意見聴取、長時間労働に対する面接指導、個別訪問指導等を実施しています。

詳しくは、<http://www.gummasanpo.jp/>をご覧ください。

産業保健基礎講座

今回は安全衛生管理体制についてご紹介しました。

今回は衛生管理者の選任〔労働安全衛生法第 12 条〕についてご説明いたします。

1. 衛生管理者

労働安全衛生法第 12 条では、一定の規模及び業務の区分に応じ「衛生管理者」を選任し、その者に安全衛生業務のうち、衛生に係る技術的事項を管理させることとなっています。

2. 衛生管理者の選任〔安衛則第 7 条〕

衛生管理者選任のポイント

- ①業種にかかわらず常時使用する労働者が 50 人以上の事業場は、衛生管理者を選任しなければならないこと。
- ②事業場の規模により衛生管理者の人数は異なること(下表のとおり)。
- ③衛生管理者は原則として事業場に専属の者でなければならないこと。
- ④一定規模(1,001 人以上)の事業場、または、一定規模(501 人以上)の事業場で坑内労働または一定の有害な業務に 30 人以上の労働者を従事させるものは、衛生管理者のうち 1 人を専任の衛生管理者(衛生管理者の職務のみを行う)とする必要があること(※1)。
- ⑤一定規模(501 人以上)の事業場で一定の有害業務がある場合は、衛生管理者のうち 1 人を衛生工学衛生管理者免許を受けた者の中から選任する必要があること(※2)。
- ⑥衛生管理者の選任にあたっては、免許等の資格要件があること。なお、衛生管理者の資格要件は事業場の業種によって異なること(次項 3 参照)。

事業場の規模別による衛生管理者の人数、選任が必要な事業場、衛生工学衛生管理者免許所持者の中から選任が必要な事業場等は、下表のとおりです。

業 種	事業場の規模 (常時使用する労働者数)	衛生管理者 の人数	衛生管理者の選任	
			衛生管理者のうち 1 人を 選任する事が必要な事 業場	衛生管理者のうち 1 人を衛生 工学衛生管理者免許所持者か ら選任する事が必要な事業場
全 て の 業 種	50 人未満	衛生管理者の選任義務は無し		
	50～200 人	1 人	該当無し	
	201～500 人	2 人		
	501 人～1,000 人	3 人	※1 の①参照	※2 参照
	1,001 人～2,000 人	4 人	該当 (※1 の②参照)	
	2,001 人～3,000 人	5 人		
	3,001 人以上	6 人		

(専任＝専ら衛生管理者の職務をおこなう者。)

- ※2 衛生管理者のうち 1 人を衛生工学衛生管理者免許所持者から選任する事が必要な事業場(安衛則第 7 条第 6 号)

3.選任すべき者の資格要件〔安衛則第7条、第10条〕

業種	免許等保有者
農林畜産産業、鉱業、建設業、製造業（物の加工業を含む。）、電気業、ガス業、水道業、熱供給業、運送業、自動車整備業、機械修理業、医療業及び清掃業	第一種衛生管理者免許もしくは衛生工学衛生管理者免許を有する者または医師、歯科医師、労働衛生コンサルタントなど
その他の業種	上記のほか、第二種衛生管理者免許を有する者

- ①健康に異常のある者の発見及び措置
- ②作業環境の衛生上の調査
- ③作業条件、施設等の衛生上の改善
- ④労働衛生保護具、救急用具等の点検及び整備
- ⑤労働衛生教育、健康相談その他労働者の健康保持に必要な事項
- ⑥労働者の負傷及び疾病、それによる死亡、欠勤及び移動に関する統計の作成
- ⑦衛生日誌の記載等職務上の記録の整備など

次回は、健康診断についてご説明いたします。



テ ー マ : 『最近の労働衛生関係法令の動向～化学物質関連を中心に～』

開催日時 : 2月6日(金) 15:00～16:00

会 場 : ヤマダグリーンドーム前橋 104 会議室

講 師 : 黛 邦男 氏(群馬労働局 労働基準部 健康安全課 主任労働衛生専門官)

参 加 者 : 52 名

内 容 : 一昨年発生した大阪の印刷業における胆管がんの発生を契機に、化学物質の管理が大きな問題となっております。

*平成26年6月25日に公布された労働安全衛生法の一部改正では「化学物質についてのリスクアセスメントの実施」が義務化され、平成28年6月までに施行される。

*平成26年11月1日より施行された「特定化学物質障害予防規則等の改正」(DDVPの追加とクロロホルムほか9物質が有機溶剤から特定化学物質へと移行された。)

そこで本研修では、化学物質関連の最近の関係法令の改正や新しい通達等について分かりやすく説明いただきました。

参加者からは「法改正の具体的な資料を頂けて良かった」等の意見を頂きました。



テ ー マ : 『化学物質の管理について ～リスクアセスメントの進め方～』

開催日時 : 2月6日(金) 16:00～17:00

会 場 : ヤマダグリーンドーム前橋 104 会議室

講 師 : 大澤 武克 相談員(群馬産業保健総合支援センター 衛生工学担当相談員)

参 加 者 : 45 名

内 容 : 平成26年6月25日に公布された労働安全衛生法の一部改正で「化学物質についてのリスクアセスメントの実施」が義務化されることとなりました。

そこで本研修では、化学物質のリスクアセスメントをどの様に進めて行けばいいかお話しいただきました。

参加者からは「化学物質のリスクアセスメントについて理解できた」等の意見を頂きました。



テ ー マ : 『歯科保健から考える生活習慣病』

開催日時 : 2月26日(木) 15:00～17:00

会 場 : 前橋テルサ 8階けやき

講 師 : 山口 達雄 相談員(群馬産業保健総合支援センター 産業医学担当相談員)

参 加 者 : 29 名

内 容 : 事業場での歯科健診は重要です。「成人歯科健診」と「産業歯科健診」の違いと、産業歯科医による歯科健診を行わなければならない職場を職業性口腔疾患と共に説明いただきました。また歯周病が全身に与える影響についてもお話しいただきました。



参加者からは「歯科保健と生活習慣病の関連については、従来は考えが及んでい

なかったので参考になった」「歯科領域の知識が高まった」等の意見を得ました。

◎メンタルヘルス対策セミナー

テ ー マ : 『カウンセリング・マインドで聴く①』

開催日時 : 2月6日(金) 14:00~16:00

会 場 : 群馬メディカルセンター2F セミナールーム

講 師 : 菊池 智子 相談員



(群馬産業保健総合支援センター カウンセリング担当相談員)

参 加 者 : 13名

内 容 : カウンセリング・マインドという言葉は、日本人が作った和製英語なので、はっきりとした定義付けはありませんが、一般的には「カウンセリング的な考え方や手法を日常生活に活かしていくこと」を意味することが多いようです。

本研修では、まず「カウンセリングとは何か?」という点について説明し、会話を通して人を助けたいと思っている人にとって、カウンセリング・マインドがいかに大切であるかを理解していただき、カウンセリング・マインドの基本となる、相手を理解するために必要な態度や考え方、聴くための心構えについてお話しいたしました。

参加者からは「キャリア相談をやっているので、来訪者中心の概論を整理できた」「シリーズ第1回目としては良い」等の意見を得ました。

テ ー マ : 『カウンセリング・マインドで聴く②』

開催日時 : 2月17日(金) 14:00~16:00

会 場 : 群馬メディカルセンター2F セミナールーム

講 師 : 菊池 智子 相談員



(群馬産業保健総合支援センター カウンセリング担当相談員)

参 加 者 : 7名

内 容 : 2月6日に実施した研修の第二弾です。

良好な人間関係を築いていく上でカウンセリング・マインドの必要性についてより理解を深め、日常生活に活かせるように実習を交えながらお話いただきました。

参加者からは「具体的な技法を教えてもらい、すぐにでも活用できる」「いろいろな方の考えや苦勞を共有できると思うので、グループワークがあって良かった」「グループワークを取り入れたのが良い」等の意見を得ました。

テ ー マ : 『【ケアの4K】メンタルヘルスの基礎研修』

開催日時 : 2月24日(火) 14:00~16:00

会 場 : 前橋テルサ 9階つつじ

講 師 : 大小原 利信 促進員



(群馬産業保健総合支援センター メンタルヘルス対策促進員)

参 加 者 : 21名

内 容 : メンタルヘルス対策への取組は企業にとっての課題となっています。しかし、どのように取組んだらよいのか、また、取組み始めてみたがよく分からないという声も少なくあり

ません。

本研修では、労働者、管理監督者が行うセルフケア、ラインケアなど、メンタルヘルス対策取組への基本である4つのケアについてお話しいたしました。

また、ラインケアの基本となる気づき・声掛け・傾聴等について、グループワークを織り交ぜながら体験していただきました

参加者からは「実践体験ができて良かった」「体験型が良かった」「グループワークの仕事をしている人に楽しい話をするのはかなり難しかった。何も浮かばなかった。聞く側の態度の重要性をかなり感じた」「講師の先生の話聞いて、自分の会社では何ができるだろうかといろいろ想像しながらたくさんのアイデアを頂いた」「改めて気づかせて頂く事も多く、とても勉強になった。『OKメッセージ』を心掛けていきたい」「『感じる研修』で大変良かった」「頭や知識では理解していたが、改めてインプットできた新鮮さがあった。上手に今後役立てていきたいと思う」等の意見を得ました



関係機関の動き



1. フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律について(環境省)

http://www.env.go.jp/earth/ozone/cfc/law/kaisei_h27/

2. 平成 26 年度化学物質による労働者の健康障害防止措置に係る検討会報告書(厚労省)

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000072916.html>



朝夕はまだ冷え込みますが、昼間は少しずつ春の暖かい日差しが感じられるようになりました。春の訪れに心躍りますが、花粉症との戦いもスタートです。花粉症の人も、花粉症でない人も花粉に「触れない・付けない・持ち込まない」の3大原則を守るのはもちろん、健康的な生活習慣を維持して免疫力を高めておく事が大切です。

花粉症から身を守るには・・・

- ①花粉を避ける工夫をする

花粉症の多い日・時間帯の外出はできるだけ減らし、服装にも注意して花粉を避けましょう。防止で花粉の付着をガード、メガネ、マスク着用で花粉の体内への侵入を防ぎます。



- ②健康的な生活習慣で免疫力を高める

たんぱく質や動物性脂肪に偏った食事はアレルギー症状を悪化させる為、バランスの良い食事を心がけましょう。花の年末を刺激する為、お酒は控えめに、そして禁煙をしましょう！



- ③ストレスを避けてリラックスする

ストレスは免疫力低下の原因です。適度な休息を心がけ、趣味などで自分が「楽しい！」と感じる時間を持つ事が、ストレス予防のポイント



トです。
帰宅後すぐのうがい、手洗い、洗顔で、花粉が体内に入るのを防ぎましょう。

=====

<<群馬産業保健総合支援センターメール配信サービス解除、変更はこちらから>>

<http://www.gummasanpo.jp/melmag/index.html>

<<このメールマガジンへのご意見・ご要望はこちらから>>

sanpo10@gummasanpo.jp

=====

《発行元》群馬産業保健総合支援センター

電話:027-233-0026 FAX:027-233-9966